

令和2年度 市民税・道民税申告書
(国民健康保険税)

受付印

恵庭市長様

現住所 TEL () - 生年月日
令和2年1月1日の住所 恵庭市 明・大・昭平・令 . .
フリガナ 個人番号 世帯主の氏名 続柄
氏名 (印)

所得金額に関する事項

給与の内訳
勤務先名 収入金額 円
収入金額の合計 110 円
公的年金等の内訳
支払者などの氏名・名称 収入金額 円
収入金額の合計 112 円
雑所得(公的年金等以外)の内訳
所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 所得金額 円
合計 円

※ その他の所得がある方は裏面に記載してください。

所得金額

事業 101
農業 102
不動産 104
利子 105
配当 株 108
その他 186
給与 111
雑 年金 113
その他 116
総合譲渡時 114
合計 120

※ 所得控除は所得税法の金額で記入してください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

医療費控除
区分 支払った医療費等 保険金などで補てんされる金額 円
※ 区分:セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は、区分欄に「1」を記載。
社会保険料控除
給与・年金天引き 健康保険 介護保険 国民年金 合計 円
生命保険料控除
新生命保険料の計 244 円 旧生命保険料の計 245 円
新個人年金保険料の計 243 円 旧個人年金保険料の計 146 円
介護医療保険料の計 246 円
地震保険料控除
地震保険料の計 円 旧長期損害保険料の計 156 円
寡婦(寡夫)・本人障害・勤労学生控除
□ 寡婦(寡夫)控除 □ 本人障害 □ 勤労学生控除
□ 1.死別 □ 2.離婚 □ 3.生死不明 □ 特別 □ 普通 (学校名)
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者
配偶者氏名 生年月日 配偶者の合計所得金額 153 円
個人番号 障害の区分 □ 特別 □ 普通 □ 同特
□ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除 143
小規模共済 144
生命保険料控除 145
地震保険料控除 147
寡婦・寡夫 0 000
障害・勤学 281 0 000
配偶者控除 0 000
配偶者特別控除 152 0 000
扶養控除 0 000
雑損控除 140
医療費控除 区分 141
基礎控除 380 000
合計 155

※ その他の控除がある方は裏面に記載してください。

氏名 生年月日 控除額 続柄 同居・別居 障害の区分
明・大・昭平・令 万円 同・別 特別・普通・同特
個人番号
氏名 生年月日 控除額 続柄 同居・別居 障害の区分
明・大・昭平・令 万円 同・別 特別・普通・同特
個人番号
氏名 生年月日 控除額 続柄 同居・別居 障害の区分
明・大・昭平・令 万円 同・別 特別・普通・同特
個人番号

※ 個人番号(12桁)を記載してください。
※ 別居の場合は、その方の氏名と住所も裏面に記載してください。

↓ ※ この欄には記載しないでください。

本人該当 徴収区分
□ 1. 特別障害 □ 1. 給与特別徴収
□ 2. 普通障害 □ 2. 普通徴収
□ 未成年者 寡婦夫
専従者 □ 1. 寡婦
□ 1. 青色申告 □ 2. 寡夫
□ 2. 白色申告 □ 3. 特別寡婦
共通コード

収入のなかった方の記載欄

令和元年中に収入のなかった方で、下記の事由にあてはまるものがありましたら、アルファベットを○で囲んで記載してください。

A. 下記の人に扶養されており、生活の援助を受けていました。

その方の住所 _____
その方の氏名 _____ あなたの続柄 _____

B. 令和2年1月1日現在学生でした。

学校名 _____

C. その他(該当するものを○で囲んでください。)

- イ. 遺族・障害年金
- ロ. 雇用年金(失業保険) 平成 年 日から 平成 年 日まで受給
- ハ. 生活扶助 [令和2年1月1日現在受給中]

D. その他(該当するものを○で囲んでください。)

上記A~Cに該当されない方は、令和元年中の生活の状況を簡単に記載してください。

給与所得者で源泉徴収票のない方の内訳記載欄

手取り金額ではなく、支払総額を記載してください。(アルバイトやパート等も含みます。)

Table with columns: 働いていた勤務先名, 月収入, 社会保険料. Rows for months 1-12, 賞与(ボーナス等), and 合計.

事業・不動産・利子・配当所得に関する事項

Table with columns: 所得の種類, 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 所得金額.

寄附金控除に関する事項

各欄には、それぞれ寄附した金額を記載してください。

Table for donation tax credit with categories: 都道府県、市区町村分(特例控除対象), 住所地の共同募金会、日赤支部分 都道府県、市区町村分(特例控除対象以外), 条例指定分 (都道府県, 市区町村).

※ 所得税と住民税では寄附金控除の対象及び控除方法が異なります。

総合譲渡・一時所得に関する事項

Table for comprehensive transfer and one-time income with columns: 所得の生ずる場所, 収入金額, 必要経費, 差引金額, 特別控除額, 所得金額.

雑損控除に関する事項

Table for miscellaneous loss deduction with columns: 損害の原因, 損害年月日, 損害を受けた資産の種類など, 損害金額, 保険金等補てん金額, 差引損失額のうち災害関連支出の金額.

小規模企業共済等掛金控除に関する事項

Table for small business mutual fund contribution deduction with columns: 掛金の種類, 支払掛金.

配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下記の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記載してください。

Table for dividend and stock transfer tax credit with columns: 配当割額控除額, 株式等譲渡所得割額控除額.

別居の控除対象配偶者・扶養親族の氏名・住所

Table for separate residence tax credit with columns: 氏名, 住所.

給与所得・公的年金等に係る所得以外(令和2年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の所得に係る住民税の納税方法の選択

- 給与から差引(特別徴収)
- 自分で納付(普通徴収)

※65歳以上の方の公的年金等からの所得については、原則として年金からの特別徴収になります。(選択はできません)

1. 令和2年度市民税・道民税申告書 書き方

給与・年金所得者向け

マイナンバー制度導入による申告・申請などの変更点

平成29年度の市民税・道民税申告から、申告書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

令和元年年分 給与所得の源泉徴収票

| | |
|------------------------|-------------------|
| 住所又は居所 恵庭市京町1234番地 | (受給者番号) (個人番号) |
| 氏名 恵庭 太郎 | (役職名) |
| 氏名 恵庭 太郎 | フリガナ エニワ タロウ |
| 種別 給与・賞与 | 支払金額 480,000円 |
| 給与所得控除後の金額 | 源泉徴収税額 0円 |
| 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く) | 障害者の数 (本人を除く) |
| 社会保険料等の金額 2,400円 | 非居住者である親族の数 |

※下記部分を省略いたします。

令和元年年分 公的年金等の源泉徴収票

| | |
|---|------------------------|
| 住所又は居所 恵庭市京町1234番地 | 生年月日 昭和25年5月20日 |
| 氏名 恵庭 太郎 | 年金の種類 |
| 区分 支払金額 1,142,296円 | 源泉徴収税額 0円 |
| 本人 源泉控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数 障害者の数 非居住者である親族の数 | 社会保険料の額 57,000円 |
| 源泉控除対象配偶者 氏名 区分 | 源泉控除対象扶養親族 氏名 区分 |
| 控除対象扶養親族 氏名 区分 | |
| 介護保険料 57,000円 後期高齢者保険料 0円 | |

令和2年度 市民税・道民税申告書 (国民健康保険税)

受付印 恵庭市長様

| | |
|-----------------------|---------------------------------|
| 現住所 恵庭市京町1234番地 | TEL (0123) 33 - 3131 |
| 生年月日 25. 5. 20 | |
| 提出年月日 フリガナ エニワ タロウ | 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 |
| 氏名 恵庭 太郎 | 世帯主の氏名 恵庭 太郎 |
| 続柄 本人 | |

所得金額に関する事項

| | |
|---|--------------------|
| 給与 勤務先名 株式会社×貿易 収入金額 480,000円 | 所得金額 480,000円 |
| 公的年金等 支払者などの氏名・名称 厚生労働省 収入金額 1,142,296円 | 所得金額 1,142,296円 |
| 公的年金等 支払者などの氏名・名称 国家公務員共済組合 収入金額 1,359,667円 | 所得金額 1,359,667円 |
| 収入金額の合計 2,501,963円 | 所得金額の合計 2,501,963円 |
| 雑所得 所得の生ずる場所 収入金額 必要経費 所得金額 | |
| 合計 1,301,963円 | |

※ その他の所得がある方は裏面に記載してください。

2 給与所得の速算表

| 給与等の収入金額の合計額 | 給与所得金額 |
|-----------------------|---|
| から 650,999円まで | 0円 |
| 651,000円 1,618,999円 | 給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額 |
| 1,619,000円 1,619,999円 | 969,000円 |
| 1,620,000円 1,621,999円 | 970,000円 |
| 1,622,000円 1,623,999円 | 972,000円 |
| 1,624,000円 1,627,999円 | 974,000円 |
| 1,628,000円 1,799,999円 | 給与等の収入金額の合計額を4で割って千円未満の端数を切り捨てる(算出金額:A) |
| 1,800,000円 3,599,999円 | 「A×2.8-180,000円」で求めた金額 |
| 3,600,000円 6,599,999円 | 「A×3.2-540,000円」で求めた金額 |
| 6,600,000円 9,999,999円 | 「収入金額×0.9-1,200,000円」で求めた金額 |
| 10,000,000円以上 | 「収入金額-2,200,000円」で求めた金額 |

5 公的年金に係る雑所得の速算表

【計算式】 a×b-c=所得金額

| 年齢区分 | a公的年金等の収入金額 | b割合 | c控除額 |
|-------------------|---|---------------------------|--|
| 昭和30年1月2日以後に生まれた人 | 700,001円 から 1,299,999円 まで 1,300,000円 から 4,099,999円 まで 4,100,000円 から 7,699,999円 まで 7,700,000円以上 | 100% 75% 85% 95% | 700,000円 375,000円 785,000円 1,555,000円 |
| 昭和30年1月1日以前に生まれた人 | 1,200,001円 から 3,299,999円 まで 3,300,000円 から 4,099,999円 まで 4,100,000円 から 7,699,999円 まで 7,700,000円以上 | 100% 75% 85% 95% | 1,200,000円 375,000円 785,000円 1,555,000円 |

6 「医療費控除」
「支払った医療費等」から「保険金などで補てんされる金額」を差し引いてください。さらに所得金額の合計（申告書「120」の欄）の5%と10万円を比べて少ないほうの金額を差し引いてください。（セルフメディケーション税制を選択する場合は、区分欄に「1」を記載し12,000円を差し引いてください）

7 「社会保険料控除」
給与・年金から差し引きされている金額以外で、ご自身で納付書や口座振替にてお支払している国民健康保険や後期高齢者医療保険、任意継続保険などは「健康保険」欄、介護保険料は「介護保険」欄、国民年金保険料は「国民年金」欄にそれぞれ記入し、全ての合計を「合計」欄に記入してください。（給与・年金から差し引きされている金額（A+B）は「給与・年金天引き」欄に記入）

8 「生命保険料控除、地震保険料控除」
保険会社が作成した控除証明書に記載されている控除対象金額（支払金額）を記入してください。計算式は裏面をご覧ください。
※介護医療保険と社会保険の介護保険は別のものとなります。

12 所得控除は所得税法の金額で記入してください。

| | | |
|--|---|--|
| 医療費控除 支払った医療費等 92,345円 保険金などで補てんされる金額 20,000円 A+B | 社会保険料控除 給与・年金天引き 59,400円 健康保険 223,600円 介護保険 円 国民年金 円 合計 283,000円 | 所得控除 社会保険料控除 143 283,000 小規模共済 144 生命保険料控除 145 57,700 地震保険料控除 147 寡婦・寡夫 0 000 障害・勤学 281 270,000 配偶者控除 380,000 配偶者特別控除 0 000 扶養控除 0 000 雑損控除 140 医療費控除 141 7,247 基礎控除 380,000 合計 1,377,947 |
|--|---|--|

9 「寡婦（寡夫）控除」「障害者控除」「勤労学生控除」

| | | | | | |
|--------------------|------|-----|----|-------|-------|
| 氏名 明・大・昭 平・合 | 生年月日 | 控除額 | 続柄 | 同居・別居 | 障害の区分 |
| 氏名 | 生年月日 | 控除額 | 続柄 | 同居・別居 | 障害の区分 |

9 「寡婦（寡夫）控除」「障害者控除」「勤労学生控除」
寡婦（寡夫）控除とは配偶者と離婚や死別された場合に一定の条件を満たしているときにとれる控除です。詳しくは裏面をご覧ください。
障害者控除は、本人もしくは扶養されている方が障害者手帳などをお持ちの場合にとれる控除です。詳しくは裏面をご覧ください。
寡婦（寡夫）控除、障害者控除、勤労学生控除に該当する場合はそれぞれチェックをつけて該当する欄に控除額を記入してください。

12 「所得から差し引かれる金額」
各控除額の計算については裏面をご参照ください。記入については所得税法の控除金額で記入してください。市・道民税額の計算の際には、市・道民税の控除額に読み替えて計算させていただきます。

10 「配偶者控除」「配偶者特別控除」
配偶者の方の氏名、個人番号、生年月日、合計所得金額を記入してください。控除額については裏面をご覧ください。合計所得金額が38万円以下で障害者に該当する場合は、区分と「障害・勤学」欄に控除額を記入してください。

11 「扶養控除」
扶養されている方の氏名、個人番号、生年月日、控除額、続柄、同居か別居かを記入してください。控除額については裏面をご覧ください。扶養者の合計所得金額が38万円以下で障害者に該当する場合は、区分と「障害・勤学」欄に控除額を記入してください。

2. 所得控除 (所得から差し引かれる金額) について

市民税・道民税申告書には、
所得税の控除額でご記入願います

6 医療費控除

所得税と市・道民税の控除額は同じです。

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払った医療費の総額} \\ - \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} 10\text{万円} \\ \text{(所得金額の合計額が200万円} \\ \text{までの場合は所得の合計の5\%)} \end{array} \right] = \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)}$$

※セルフメディケーション税制を選択する場合

$$\left[\begin{array}{l} \text{支払ったスイッチOTC医薬品の総額} \\ - \text{保険金などで補てんされる金額} \end{array} \right] - 12,000\text{円} = \text{控除額} \\ \text{(最高88,000円)}$$

◎詳しい内容については、恵庭市ホームページ又は税務課窓口に備え付けのパンフレットをご確認ください。

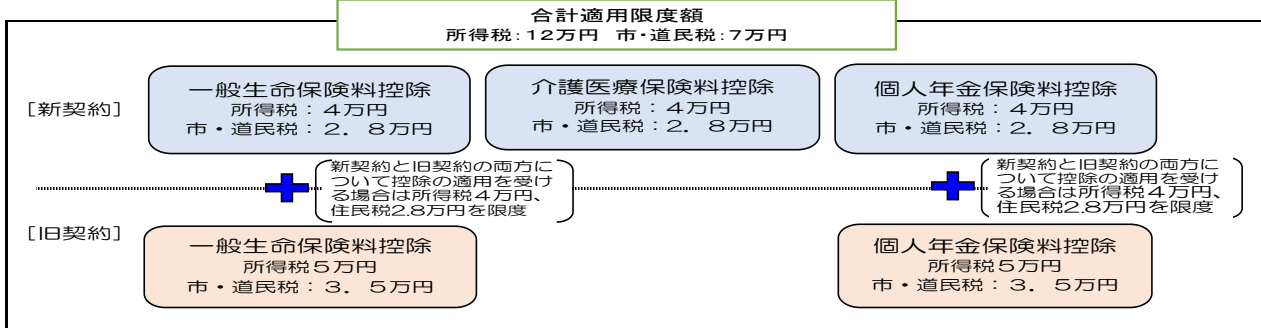
7 社会保険料控除

所得税と市・道民税の控除額は同じです。

令和元年中に支払った社会保険料の合計金額

8 生命保険料控除

| I 新契約(平成24年1月1日以降に契約した生命保険、個人年金保険、介護医療保険) | | II 旧契約(平成23年12月31日以前に契約した生命保険、個人年金保険) | |
|---|--------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 所得税 | | 住民税 | |
| 年間の支払保険料等 | 控除額 | 年間の支払保険料等 | 控除額 |
| 20,000円以下 | 支払保険料の金額 | 12,000円以下 | 支払保険料の金額 |
| 20,000円超40,000円以下 | 支払保険料等×1/2+10,000円 | 12,000円超32,000円以下 | 支払保険料等×1/2+6,000円 |
| 40,000円超80,000円以下 | 支払保険料等×1/4+20,000円 | 32,000円超56,000円以下 | 支払保険料等×1/4+14,000円 |
| 80,000円超 | 40,000円(上限) | 56,000円超 | 28,000円(上限) |



◎下記表参照に計算すると便利です。↓

| 区分 | 金額 | 計算式 | 限度額 | 所得税 | 市・道民税 |
|----------|--------------|-----|-----|---------------------------------|---------------|
| 一般の生命保険料 | 新保険料等の金額の合計額 | A | 円 | Aの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額 | ① (最高40,000円) |
| | 旧保険料等の金額の合計額 | B | 円 | Bの金額を上記計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 | ② (最高50,000円) |
| 介護医療保険料 | 保険料等の金額の合計額 | C | 円 | Cの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額 | ③ (最高40,000円) |
| 個人年金保険料 | 新保険料等の金額の合計額 | D | 円 | Dの金額を上記計算式I(新保険料等)に当てはめて計算した金額 | ④ (最高40,000円) |
| | 旧保険料等の金額の合計額 | E | 円 | Eの金額を上記計算式II(旧保険料等)に当てはめて計算した金額 | ⑤ (最高50,000円) |

生命保険料控除合計(①+③+④) ※最高12万円まで

地震保険料控除

| 区分 | 【所得税】控除額 | | | 【市・道民税】控除額 | | |
|---------|-------------|---------------|-------|---------------|-----------------|-------|
| | 支払金額 | 計算式 | 限度額 | 支払金額 | 計算式 | 限度額 |
| 地震保険 | 1円以上 | 全額控除できる | 5万円 | 1円以上 | 支払保険料×1/2 | 2万5千円 |
| 旧長期損害保険 | 1万円以下 | 全額控除できる | 1万5千円 | 5千円以下 | 全額控除できる | 1万円 |
| | 1万1円~2万円 | 支払保険料×1/2+5千円 | | 5千円~1万5千円 | 支払保険料×1/2+2千5百円 | |
| | 2万1円以上 | 一律1万5千円 | | 1万5千円以上 | 一律1万円 | |
| 合わせて | 合計(最高5万円まで) | | | 合計(最高2万5千円まで) | | |

※旧長期損害保険料~平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(地震保険料控除証明書をご確認ください。)

9 寡婦(寡夫)控除

「寡婦・寡夫控除」の控除額と条件

| 区分 | 女性 | | 男性 | |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| | 寡婦 | 特定の寡婦 | 寡夫 | 死別 ※1 または離婚 |
| 死別した人 ※1 | 離婚した人 | 死別または離婚 | 死別 ※1 または離婚 | |
| 本人 | 本人 | 本人 | 本人 | 本人 |
| 合計所得金額が500万円以下 | 合計所得金額が500万円以下 | 合計所得金額が500万円以下 | 合計所得金額が500万円以下 | 合計所得金額が500万円以下 |
| 控除額 | 所得税 27万円 市・道民税 26万円 | 所得税 35万円 市・道民税 30万円 | 所得税 27万円 市・道民税 26万円 | 所得税 27万円 市・道民税 26万円 |

※1 生死が明らかでない(生死不明)一定の人も含まれます

※2 合計所得金額が38万円以下の生計を一にする子供で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていないことが必要です。

障害者控除

特別障害者は身体障害1・2級、療育A、精神障害1級、介護認定4・5が該当となります。

| 区分 | 【所得税】控除額 | | | 【市・道民税】控除額 | | |
|------------|----------|-------|---------|------------|-------|---------|
| | 普通障害者 | 特別障害者 | 同居特別障害者 | 普通障害者 | 特別障害者 | 同居特別障害者 |
| 本人 | 27万円 | 40万円 | 75万円 | 26万円 | 30万円 | 53万円 |
| 扶養(※)1人につき | 27万円 | 40万円 | 75万円 | 26万円 | 30万円 | 53万円 |

※16歳未満の年少扶養親族も控除対象となります。

勤労学生控除

合計所得金額が65万円より多い方や勤労によらない所得が10万円より多い方は控除を受けることはできません。

| | | | | |
|-----|-----|------|-------|------|
| 控除額 | 所得税 | 27万円 | 市・道民税 | 26万円 |
|-----|-----|------|-------|------|

10 配偶者控除・配偶者特別控除

※申告者の令和元年中の合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者控除・配偶者特別控除は控除の対象とはなりません。同一生計配偶者となり住民税を計算する上で、扶養扱いになります。同一生計配偶者に該当する場合は申告書表面「同一生計配偶者」欄にレ点で記入します。

〈判定表〉

| 申告者の令和元年中の合計所得金額 | 配偶者の令和元年中の合計所得金額 |
|---|-------------------------------|
| (A) 900万円以下(給与収入の場合1,120万円以下) | ① 38万円以下かつ年齢70歳以上(昭25.1.1以前生) |
| (B) 900万円超950万円以下(給与収入の場合1,120万円超1,170万円以下) | ② 38万円以下かつ年齢70歳未満(昭25.1.2以後生) |
| (C) 950万円超1,000万円以下(給与収入の場合1,170万円超1,220万円以下) | ③ 38万円超85万円以下 |
| | ④ 85万円超123万円以下 |

上記の判定表より、申告者の合計所得金額(A)~(C)、配偶者の合計所得金額①~④それぞれどちらに該当するかを確認の上、下記の控除額表に当てはめて控除金額をご確認ください。

〈控除額表〉

| 区分 | 配偶者控除 | | | 配偶者特別控除 | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|-------------|-------------|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|--|--|
| | ① | ② | ③ | ④ | | | | | | | | | | |
| | | | | 85万円超 90万円以下 | 90万円超 95万円以下 | 95万円超 100万円以下 | 100万円超 105万円以下 | 105万円超 110万円以下 | 110万円超 115万円以下 | 115万円超 120万円以下 | 120万円超 123万円以下 | | | |
| (A) | 48万円 (38万円) | 38万円 (33万円) | 38万円 (33万円) | 36万円 (33万円) | 31万円 | 26万円 | 21万円 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 3万円 | | | |
| (B) | 32万円 (26万円) | 26万円 (22万円) | 26万円 (22万円) | 24万円 (22万円) | 21万円 | 18万円 | 14万円 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 2万円 | | | |
| (C) | 16万円 (13万円) | 13万円 (11万円) | 13万円 (11万円) | 12万円 (11万円) | 11万円 | 9万円 | 7万円 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1万円 | | | |

11 扶養控除

所得金額の確認は表面をご参照下さい。

※()内は住民税控除額。その他は所得税控除・住民税控除同額。

扶養親族の合計所得金額が38万円以下である場合適用となります。(死亡している場合は死亡日までの現況となります。)

| 区分 | 対象生年月日 | 所得税 | 市・道民税 |
|-------------|--------|------------------|--------------------|
| 老人扶養親族 | 70歳以上 | S25.1.1以前 | 別居 48万円 同居 58万円 |
| | 70歳未満 | S25.1.2以後 | 別居 48万円 同居 58万円 |
| 一般の控除対象扶養親族 | 23~69歳 | S25.1.2~H9.1.1 | 38万円 |
| 特定扶養親族 | 19~22歳 | H9.1.2~H13.1.1 | 63万円 |
| 一般の控除対象扶養親族 | 16~18歳 | H13.1.2~H16.1.1 | 38万円 |
| 年少扶養親族 | 16歳未満 | H16.1.2~R1.12.31 | 0円 |

全ての方に適用される控除です。

| | | | | | |
|------|-----|-----|------|-------|------|
| 基礎控除 | 控除額 | 所得税 | 38万円 | 市・道民税 | 33万円 |
|------|-----|-----|------|-------|------|

給与・年金以外の所得やその他の控除
(寄附金など)がある場合はお問い合わせ願います

~お問い合わせ先~
恵庭市京町1番地
恵庭市役所 税務課 市民税担当(18番窓口)
0123-33-3131(内線1414、1415)